

IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)改正案 新旧対照表

(下太線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1. 目的 略</p> <p>2. 適用範囲 略</p> <p>3. 引用法令、規格、規程等 ILAC P9:06/2014 ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities(技能試験活動への参加に関する ILAC 方針) (略) ILAC P9:11/2014 及び APLAC TC 008・・(略)</p> <p>4. 用語 (略)“<u>なお、IAJapan では、JCSS/JNLA 登録を受けた事業者を“登録”事業者、MLAP、ASNITE の認定を受けた事業者及び国際 MRA 対応の登録事業者を“認定”事業者と称しており、この文書においても同様の定義で“登録”と“認定”という用語を使用している。</u>”を末尾に追記</p> <p>5. IAJapan が利用可能な技能試験等の種類 略</p> <p>5.1 IAJapan の審査及び<u>認定・登録プロセス</u>で利用可能な技能試験等 IAJapan が運営する試験事業者(特定計量証明事業者を含む。以下、同じ。)、校正事業者及び標準物質生産者の該当する認定・登録プログラムにおいて、その審査及び<u>認定・登録プロセス</u>で利用可能な技能試験等は、次のとおりである。 a)～d) 略</p>	<p>1. 目的 略</p> <p>2. 適用範囲 略</p> <p>3. 引用法令、規格、規程等 ILAC P9:11/2010 ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities(技能試験活動への参加に関する ILAC 方針) (略) ILAC P9:06/2010 及び APLAC TC 008・・(略)</p> <p>4. 用語 (略)</p> <p>5. IAJapan が利用可能な技能試験等の種類 略</p> <p>5.1 IAJapan の審査及び<u>認定プロセス</u>で利用可能な技能試験 IAJapan が運営する試験事業者(特定計量証明事業者を含む。以下、同じ。)、校正事業者及び標準物質生産者の該当する認定・登録プログラムにおいて、その審査及び<u>認定プロセス</u>で利用可能な技能試験は、次のとおりである。 a)～d) 略</p>

これらの技能試験等は通常、技能試験品目に関する費用に加えて(以下、略)

5.2 IAJapan の審査及び認定・登録プロセスで利用可能な試験所間比較

IAJapan が運営する試験事業者、校正事業者及び標準物質生産者の該当する認定・登録プログラムにおいて、5.1 で定める技能試験が利用可能でないか、又は適切でない場合において、その審査及び認定・登録プロセスで利用可能な試験所間比較は、次のとおりである。

A) B) 略

注記: 5.2 B) のような試験所間比較の例として、ILAC P9: 06/2014 の 4.1 項では次のようなものが列挙されているが、これらに限定されない。

6. 技能試験に関する適用方針

6.1 技能試験参加計画に関する共通適用方針

IAJapan に認定された試験事業者 (MLAP の認定特定計量証明事業者を除く)、校正事業者若しくは標準物質生産者は、次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす「技能試験参加計画」を作成しなければならない。

- (1) 認定範囲に対して適切であり、職員の数、試験・校正・測定方法、使用する測定器等の変更に応じて、常に見直されなければならない“記録”。参加が計画されている個々の技能試験は、認定を取得する前の活動を含めた、原則として 4 年を超えない継続的な活動として位置付けられていなければならない。
- (2) 全ての認定に係る区分、試験方法等の区分の特性等による括り等、認定範囲に対して適切である主要な副分野ごとに、少なくとも 4 年に一回、技能試験に参加することの表明を含む“文書化された記述”。記述の見直しに当たっては、その根拠(理由)を記録しなければならない。

(以下、略)

これらの技能試験は通常、技能試験品目に関する費用に加えて(以下、略)

5.2 IAJapan の審査及び認定プロセスで利用可能な試験所間比較

IAJapan が運営する試験事業者、校正事業者及び標準物質生産者の該当する認定・登録プログラムにおいて、5.1 で定める技能試験が利用可能でないか、又は適切でない場合において、その審査及び認定プロセスで利用可能な試験所間比較は、次のとおりである。

A) B) 略

注記: 5.2 B) のような試験所間比較の例として、ILAC P9: 11/2010 の 4.1 項では次のようなものが列挙されているが、これらに限定されない。

6. 技能試験に関する基本方針

6.1 技能試験参加計画に関する基本方針

IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者若しくは標準物質生産者、又は IAJapan の認定・登録を受けようとする試験事業者、校正事業者若しくは標準物質生産者は、次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす「技能試験参加計画」を文書化し、IAJapan の審査・検査を受けなければならない。

- (1) 認定・登録範囲に対して適切であり、職員の数、試験・校正・測定方法、使用する測定器等の変更に応じて、常に見直されなければならない“記録”。参加が計画されている個々の技能試験は、認定・登録を取得する前の活動を含めた、原則として 4 年を超えない継続的な活動として位置付けられていなければならない。
- (2) 全ての認定・登録に係る区分、試験方法等の区分の特性等による括り等、認定・登録範囲に対して適切である主要な副分野ごとに、少なくとも 4 年に一回、技能試験に参加することの表明を含む“文書化された記述”。記述の見直しに当たっては、その根拠(理由)を記録しなければならない。

(以下、略)

6.2 技能試験への参加に関する個別適用方針

技能試験への参加に関する適用方針を、認定・登録プログラム毎に示す。

注記：“技能試験又は試験所間比較に参加し、満足な結果を収める”ことには、それらの結果が「満足」と判定されること、試験所間比較の結果が技術専門家によって「満足」と判定されることのほか、いったん「不満足」又は「疑わしい」と判定された場合であっても、適切な原因究明及び必要な是正処置が実施され、その結果、技術的能力を有することが適切な証拠の提示によって実証されることも含まれる。

6.2 技能試験等への参加に関する基本方針

(1) IAJapan の認定・登録を受けようとする試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、該当する場合、認定・登録を取得する前に、認定・登録範囲に対して適切な、5.1 で定める技能試験、又は 5.2 A) で定める試験所間比較に参加し、満足な結果を収めなければならない。

(2) IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、あらかじめ文書化し、IAJapan の審査・検査を受けた「技能試験参加計画」に基づき、5.1 で定める技能試験、又は 5.2 A) で定める試験所間比較に参加し、満足な結果を収めなければならない。

注記 1:「技能試験又は試験所間比較に参加し、満足な結果を収める」ことは、それらの結果が「満足」と判定されること及び試験所間比較の結果が技術専門家によって「満足」と判定されることを意味するほか、いったん「不満足」又は「疑わしい」と判定されたときであって、適切な原因究明及び必要な是正処置が実施され、その結果、技術的能力を有することが適切な証拠の提示によって実証されることをも意味する。

注記 2:このように、技能試験及び試験所間比較は、試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者の技術的能力を実証するだけでなく、これらの事業者のパフォーマンスの品質を維持し、これを促進するツールとしても重要であるといえる。

注記 3:「認定・登録範囲に対して適切」であるかどうかは、認定・登録プログラムごとに異なり、また校正事業者、試験事業者、標準物質生産者によっても異なる。これらは、7.1 から 7.4 で詳述する。

(→削除)

7. 認定・登録プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

6 項の技能試験に関する方針に基づく、認定・登録プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針は、それぞれ次のとおりとする。

(→削除)

6.2.1 MLAP(国際 MRA 対象外)における技能試験参加にかかる適用方針

- (1) MLAP の認定特定計量証明事業者は、告示第 1 項第十号の定めに基づき、計量証明の結果の有効性を監視するための社内規格に基づいて、5.1 a)で定める技能試験又は IAJapan が参加を要請する 5.1 d)で定める技能試験に参加しなければならない。
- (2) MLAP の認定特定計量証明事業者は、告示第 3 項第三号第三号口に基づき、外注(工程の一部を外部の者に行わせることをいう。)に当たって、認定機関等の要請がある場合は、外注先が技能試験へ参加することを、外注先と合意しなければならない。

6.2.2 JCSS における技能試験参加にかかる適用方針

- (1)(2)(3) 略

注記 1:適切な技能試験がない又は現実的でない“校正手法の区分”における代替手法に関する事項は、この規程の 7 で別に定める。

注記 2:JCSS の認定・登録を申請する校正事業者は、申請書に添える計量法施行規則第 91 条第四号で定める書類について、次の事項を考慮することが望ましい。

- ①申請前に、5.1 で定める技能試験等の有無を、IAJapan ホームページで確認する。
- ②確認の結果、申請する“校正手法の区分”に係る適切な技能試験等が提供されていない場合には、この規程の 7 で定める技能試験の代替手法の実施の可否について、申請前に IAJapan に相談する。
- ③相談の結果に基づき、技能試験の代替手法について IAJapan と合意した上で実施する。

JCSS の代替手法の合意例は、附属書 C.1 を参照のこと。

<以下、7.1~7.4 は改正案 6.2.1~6.2.4 へ移設>

7.1 MLAP(国際 MRA 対象外)における技能試験要求事項の適用方針

- (1) MLAP の認定を申請する特定計量証明事業者又は認定特定計量証明事業者は、告示第 1 項第十号の定めに基づき、計量証明の結果の有効性を監視するための社内規格に基づいて、5.1 a)で定める技能試験又は IAJapan が指定した 5.1 d)で定める技能試験に参加しなければならない。
- (2) MLAP の認定を申請する特定計量証明事業者又は認定特定計量証明事業者は、告示第 3 項第三号第三号口に基づき、外注(工程の一部を外部の者に行わせることをいう。)に当たって、認定機関等の要請がある場合は、外注先が技能試験への参加を行うことを、外注先と合意しなければならない。

注記:7.1 において、IAJapan が指定した 5.1 d)で定める技能試験は、その報告書の適切性は IAJapan によって確認されているものとみなす。(→削除)

7.2 JCSS における技能試験要求事項の適用方針

- (1)(2)(3) 略

注記 1:JCSS の認定・登録を申請する校正事業者は、申請書に添える計量法施行規則第 91 条第四号で定める書類について、次の事項を考慮することが望ましい。

- ①申請前に、5.1 で定める技能試験等の有無を、IAJapan ホームページで確認する。
- ②確認の結果、適切な技能試験等が提供されていない場合には、この規程の 8 で定める技能試験の代替手法の実施の可否について、申請前に IAJapan に相談する。
- ③相談の結果に基づき、技能試験の代替手法を実施する。

注記 2:7.2 (1)から(3)において、5.1 d)で定める技能試験のうち、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性は IAJapan によって確認されているものとみなす。(→削除)

注記 3:適切な技能試験がない又は現実的でない“校正手法の区分”における代替手法に関する事項は、この規程の 8 で別に定める。適切な技能試験がない又は現実的で

6.2.3 JNLA における技能試験参加にかかる適用方針

- (1) JNLA の認定を申請する試験事業者は、認定の前に、申請に係る試験方法について 5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらに参加し、満足な結果を収めなければならない。
- (2) JNLA の登録を申請する試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、登録の前に、申請に係る試験方法について 5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらに参加することが望ましい。これらの技能試験に参加したときは、満足な結果を収めなければならない。
- (3) JNLA の認定試験事業者は、6.1により作成された「技能試験参加計画」に基づき技能試験に継続的に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3 で定める方針に適合しなければならない。
- (4) JNLA の登録試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成することが望ましく、また登録に係る試験方法について 5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらに継続的に参加することが望ましい。また、これらの技能試験に参加したときは、満足な結果を収めると共に、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

注記 1: 適切な技能試験がない又は現実的でない分野、区分若しくは試験品における代替手法に関する事項は、この規程の 7. で別に定める。

注記 2: JNLA の認定を申請する試験事業者又は JNLA 認定試験事業者は、認定(の申請)に係る分野、区分において適切な技能試験等が提供されておらず技能試験の代替

ない“校正手法の区分”があった場合は、JCSS 認定・登録事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法について、なるべく初回認定・登録時まで、IAJapan と合意することが望ましい。(→削除) JCSS の代替手法の合意例は、附属書 C.1 を参照のこと。

7.3 JNLA における技能試験要求事項の適用方針

- (1) JNLA の認定を申請する試験事業者は、認定の前に、認定に係る分野ごとに、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらの何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。
- (2) JNLA の登録を申請する試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、登録の前に、登録に係る分野ごとに、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらの何れかに参加することが望ましい。これらの技能試験に参加したときは、満足な結果を収めなければならない。
- (3) JNLA の認定試験事業者は、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらに継続的に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3 で定める方針に適合しなければならない。JNLA の認定試験事業者は、同一の認定分野において認定に係る二以上の試験方法等の区分の技能試験が提供されている場合には、特段の理由がある場合を除き、これら全ての技能試験に参加し、満足な結果を収めなければならない。(→削除)
- (4) JNLA の登録試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらに継続的に参加することが望ましい。また、これらの技能試験に参加したときは、満足な結果を収めると共に、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

手法を実施する場合には、その代替手法について実施前にIAJapanと合意することが望ましい。JNLA の代替手法の合意例は、附属書 C.2 を参照のこと。

注記 1: 7.3 (1)から(4)において、5.1 d)で定める技能試験のうち、技能試験提供者からIAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性はIAJapan によって確認されているものとみなす。

注記 2: 7.3 (3)で定める「特段の理由がある場合」には、他の同等の技能試験又は試験所間比較に既に参加している場合(参加予定を含む。)が該当する。

(→削除)

注記 3: 適切な技能試験がない又は現実的でない分野、区分若しくは試験品における代替手法に関する事項は、この規程の 8. で別に定める。

技能試験が現実的でない分野の代表例は、現地審査時に JNLA 製品試験の模擬試験を行い、その試験手順の定性的な評価又はその結果の定量的な評価を以て十分に技術的能力を有することが判断できるケースである。また、十分な参加者数が確保できない場合には、技能試験が提供されないことがある。このような場合、(→削除)

JNLA の認定・登録を申請する試験事業者又は JNLA 認定・登録試験事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法について、なるべく初回認定・登録時までに、IAJapan と合意することが望ましい。JNLA の代替手法の合意例は、附属書 C.2 を参照のこと。

6.2.4 ASNITE における技能試験参加にかかる適用方針

(1)(2) 略

注記 1: 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する事項は、この規程の 7. で別に定める。

注記 2: ASNITE の認定を申請する試験事業者又は ASNITE 認定試験事業者は、認定(の申請)に係る分野、区分において適切な技能試験等が提供されておらず技能試験の代替手法を実施する場合には、その代替手法について実施前に IAJapan と合意することが望ましい。ASNITE の代替手法の合意例は、附属書 C.3 を参照のこと。

注記 3: 技能試験が現実的でない分野の代表例は、認定区分「情報技術－コモンライテ

7.4 ASNITE における技能試験要求事項の適用方針

(1)(2) 略

注記 1: 7.4 (1)及び(2)において、5.1 d)で定める技能試験のうち、技能試験提供者からIAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性はIAJapan によって確認されているものとみなす。(→削除)

注記 2: 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する事項は、この規程の 8. で別に定める。技能試験が現実的でない分野の代表例は、認定区分「情報技術－コモンライテリア評価」や、環境等分野における幾つかの試験方法の区分である。情報技術－コモンライテリア評価の場合、ASNITE の認定を

リア評価」や、環境等分野における幾つかの試験方法の区分である。情報技術—コ
モンクライテリア評価の場合、代替手法の具体的な内容(別の目的で実施される試
行評価で良好な成績を収めた評価者による評価結果の監視。)を、「ASNITE 試験事
業者 II 認定の一般要求事項」で定めている。

6.3 技能試験等の結果の通知及び処置に関する共通適用方針

(1) IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、技能試験等に参加し、その結果が「不満足」と判定されたときは、その結果を速やかに IAJapan に通知しなければならない。これらの事業者は、速やかに適切な原因究明及び是正処置を実施し IAJapan に報告しなければならない。

(2) IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、技能試験等に参加し、その結果が「疑わしい」と判定されたときは、適切な原因究明、及び必要な場合は正処置を実施しなければならない。

注記 1: 6.3 において、5.1 a) の技能試験及び、5.1 c) 又は d) で定める技能試験等のうち技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することが確保されているものについては、この通知は不要である。

注記 2: 参加事業者の結果が「不満足」と判定された場合であって、適切な原因究明が実施されないとき、又は必要な是正処置が実施されないときは、その認定の一時停止又はその認定・登録の取り消しをすることがある。

注記 3: 参加事業者の結果が「疑わしい」と判定された場合、これらの事業者が実施した原因究明等処置の実施内容は、次回の審査又は検査で確認される。

申請する試験事業者又は ASNITE 認定試験事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法(別の目的で実施される試行評価で良好な成績を収めた評価者による評価結果の監視。)を、一般要求事項で定めている。また、環境等分野においては、ASNITE の認定を申請する試験事業者又は ASNITE 認定試験事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法(例えば、比較の種類や手法を特定した 5.2 B) で定める試験所間比較の結果の評価など。)について、なるべく初回認定時まで、IAJapan と合意することが望ましい。ASNITE の代替手法の合意例は、附属書 C.3 を参照のこと。

6.3 IAJapan 以外が提供する技能試験等の結果の通知に関する基本方針

IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、5.1 b) から d) で定める技能試験等に参加し、その結果が「疑わしい」又は「不満足」と判定されたときは、その結果を遅滞なく IAJapan に通知しなければならない。これらの事業者は、適切な原因究明を実施しなければならず、また「不満足」と判定されたときは、必要な是正処置を実施しなければならない。

注記 1: 6.3 において、5.1 c) 又は d) で定める技能試験等であって、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することが確保されているときは、この通知は不要である。

注記 2: 参加事業者の結果が「不満足」と判定された場合であって、適切な原因究明が実施されないとき、又は必要な是正処置が実施されないときは、その認定の一時停止又はその認定・登録の取り消しをすることがある。

7. 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する方針

(1)(2)略

(3)合意された代替手法を実施し、評価の結果「不満足」な結果を得た場合には、6.3 で定める方針に準じて、IAJapan に通知するとともに原因究明及び是正処置を実施し IAJapan へ報告しなければならない。また「疑わしい」結果を得た場合には、6.3 で定める方針に準じて原因究明、及び必要な場合は 是正処置を実施しなければならない。

注記1:この合意の対象となる代替手法には、例えば次のようなものがありうるが、これらに限定されない。

・NMI(国家計量標準研究所)以外を対象として実施される、5.2 A)で定める特定の NMI(国家計量標準研究所)との相互比較(bilateral comparison)

・5.1 で定める技能試験の実施が不可能である又は現実的でないことから、それらの代替手法として実施される、5.2 B)で定める試験所間比較

・認証標準物質の定期的な使用(測定値と認証値の比較)

・同じ方法又は異なる方法を用いた校正・試験の反復、保留された品目の再校正・試験

(注記 2, 3 略)

注記 4:代替手法を実施し「疑わしい」結果を得た事業者が実施した原因究明等処置の実施内容は、次回の審査又は検査で確認される。

8. 技能試験参加計画についての IAJapan からの情報提供に関する方針 (略)

8.1 技能試験提供者の一覧又は案内
(略)

8.2 適切な技能試験プログラム又は参加頻度を選択するために考慮すべき事項
(略)

8. 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する方針

(1)(2)略

(3)合意された代替手法を実施し、評価の結果「疑わしい」又は「不満足」な結果を得た場合には、6.3 で定める方針に準じて、IAJapan に通知するとともに原因究明及び必要な場合は正処置を実施しなければならない。

注記1:この合意の対象となる代替手法には、例えば次のようなものがありうるが、これらに限定されない。

・NMI(国家計量標準研究所)以外を対象として実施される、5.2 A)で定める特定の NMI(国家計量標準研究所)との相互比較(bilateral comparison)。

・5.1 で定める技能試験の実施が不可能である又は現実的でないことから、それらの代替手法として実施される、5.2 B)で定める試験所間比較又はその他の手法。

(注記 2, 3 略)

9. 技能試験参加計画についての IAJapan からの情報提供に関する方針 (略)

9.1 技能試験提供者の一覧又は案内
(略)

9.2 適切な技能試験プログラム又は参加頻度を選択するために考慮すべき事項
(略)

8.3 技能試験ニーズの分析及び策定のための指針(ILAC P9:06/2014 4.5 項)

(略)

9. 技能試験提供者に対する IAJapan からの情報提供等に関する方針

9.1 IAJapan からの情報提供

(略)

9.2 IAJapan による技能試験提供者の委員会への参加

(略)

9.3 IAJapan が保有する技能試験品目の技能試験提供者への貸与

(略)

附属書 A (参考) 技能試験に関する国際要求事項及び地域要求事項の概要

A.1 ILAC P9 に基づく技能試験に関する要求事項の概要

ILAC P9:06/2014 の 4.2 項では、試験事業者又は校正事業者の認定・登録範囲に基づく最小限の技能試験活動は、次のように定めている。

(略)

また、ILAC P9:06/2014 の 4.3 項では、(以下、略)

(略)

(略)これを支援する情報が必要であるが、ILAC P9:06/2014 の 4.5 項では、(略)

(附属書 B、附属書 C 略)

附属書 D (参考) IAJapan による活用実績がある技能試験提供者の一覧

D.1 MLAP (略)

9.3 技能試験ニーズの分析及び策定のための指針(ILAC P9:11/2010 4.5 項)

(略)

10. 技能試験提供者に対する IAJapan からの情報提供等に関する方針

10.1 IAJapan からの情報提供

(略)

10.2 IAJapan による技能試験提供者の委員会への参加

(略)

10.3 IAJapan が保有する技能試験品目の技能試験提供者への貸与

(略)

附属書 A (参考) 技能試験に関する国際要求事項及び地域要求事項の概要

A.1 ILAC P9 に基づく技能試験に関する要求事項の概要

ILAC P9:11/2010 の 4.2 項では、試験事業者又は校正事業者の認定・登録範囲に基づく最小限の技能試験活動は、次のように定めている。

(略)

また、ILAC P9:11/2010 の 4.3 項では、(以下、略)

(略)

(略)これを支援する情報が必要であるが、ILAC P9:11/2010 の 4.5 項では、(略)

(附属書 B、附属書 C 略)

附属書 D (参考) IAJapan による活用実績がある技能試験提供者の一覧

D.1 MLAP (略)

注記: 技能試験提供者が提供する MLAP 技能試験は、7.1 注記により、IAJapan の確認は不要である。(→削除)

D.2 JCSS

登録に係る区分	技能試験提供者の名称
長さ、力、音響・超音波	一般財団法人日本品質保証機構(JQA)
質量	一般社団法人日本計量機器工業連合会(JMIF)
温度、電気(直流・低周波)、 <u>電気(高周波)</u> 、質量、長さ	日本電気計器検定所(JEMIC)
電気(直流・低周波)、 <u>電気(高周波)</u>	一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)
質量	公益財団法人日本適合性認定協会(JAB) ^(注記)
電気(高周波)	<u>キーサイト・テクノロジー株式会社</u>
長さ、質量、電気(直流・低周波)、 <u>電気(高周波)</u> 、流量・流速	Korea Laboratory Accreditation Scheme (KOLAS) ^(注記)

D.3 JNLA(略)

D.4 ASNITE

認定の区分	技能試験提供者の名称
試験：複数分野	一般社団法人日本環境測定分析協会(JEMCA)
	<u>公益社団法人日本分析化学会(JSAC)</u>

附属書 E(参考) 技能試験結果のパフォーマンスの評価について
(E.1, E.2 略)

E.3. E_n 数

D.2 JCSS

登録に係る区分	技能試験提供者の名称
長さ、力、音響・超音波	一般財団法人日本品質保証機構(JQA)
質量	一般社団法人日本計量機器工業連合会(JMIF)
温度、電気(直流・低周波)、 <u>質量、長さ</u>	日本電気計器検定所(JEMIC)
電気(直流・低周波)、 <u>電気(高周波)</u>	一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)
質量	公益財団法人日本適合性認定協会(JAB) ^(注記)
電気(高周波)	<u>アジレント・テクノロジー株式会社</u>
長さ、質量、電気(直流・低周波)、 <u>電気(高周波)</u> 、 <u>流量・流速</u>	Korea Laboratory Accreditation Scheme (KOLAS) ^(注記)

D.3 JNLA(略)

D.4 ASNITE

認定の区分	技能試験提供者の名称
試験：複数分野	一般社団法人日本環境測定分析協会(JEMCA)

附属書 E(参考) 技能試験結果のパフォーマンスの評価について
(E.1, E.2 略)

E.3. E_n 数E.3.1 E_n 数及びそのパフォーマンスの評価(1) E_n 数

E.3.1 E_n 数及びそのパフォーマンスの評価

(1) E_n 数

E_n 数は、ISO/IEC 17043 や ISO 13528 に定めがあるが、校正分野における技能試験スキーム(逐次参加スキーム)で、最も一般的に用いられる評価手法である。 E_n 数は次式を用いて計算される。

E_n 数は、ISO/IEC 17043 や ISO 13528 に定めがあるが、校正分野における技能試験スキーム(測定比較スキーム)で、最も一般的に用いられる評価手法である。 E_n 数は次式を用いて計算される。

以上